

## 案件 1 地方分権改革の推進に向けた取組について

地方分権改革の流れ（抜粋）

国の動き	高槻市の対応
H21. 11 地域主権戦略会議発足	
H21. 12 地方分権改革推進計画閣議決定	
H22. 6 地域主権戦略大綱閣議決定	
H23. 4 第1次一括法 成立	H22. 4 特別委員会開催
H23. 8 第2次一括法 成立	H23. 2 特別委員会開催
H23. 11 「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」閣議決定	H24. 2 特別委員会開催
H25. 3 地方分権推進本部発足	H25. 2 特別委員会開催
H25. 3 「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」閣議決定	H25. 8 特別委員会開催
H25. 6 第3次一括法 成立	H26. 4 特別委員会開催
H25. 12 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」閣議決定	H26. 7 特別委員会開催
H26. 5 第4次一括法 成立	H27. 8 特別委員会開催
H27. 1 「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」閣議決定	H28. 2 特別委員会開催
H27. 6 第5次一括法 成立	H28. 8 特別委員会開催
H27. 12 「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定	H30. 2 特別委員会開催
H28. 5 第6次一括法 成立	H31. 1 特別委員会開催
H28. 12 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定	H30. 2 特別委員会開催
H29. 4 第7次一括法 成立	H31. 1 特別委員会開催
H29. 12 「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定	R2. 1 特別委員会開催
H30. 6 第8次一括法 成立	R2. 1 特別委員会開催
H30. 12 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定	R2. 1 特別委員会開催
R1. 5 第9次一括法 成立	R2. 1 特別委員会開催
R1. 12 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定	R2. 1 特別委員会開催
R2. 6 第10次一括法 成立	R3. 1 特別委員会開催
R2. 12 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定	R3. 1 特別委員会開催

一括法（第1次～第9次）への対応（権限移譲体制整備・条例整備等）

第10次一括法への対応中

(1) 第10次地方分権一括法での法改正に係るもの

No.	個別法令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例	備考(対応状況等)	所管部署
			改正前	改正後					
1	子ども・子育て支援法	地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする。	—	—	R2.9.10	—	不要		保育幼稚園事業課
2	公職選挙法	地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加する。	—	—	R2.9.10	—	不要		選挙管理委員会事務局
3	児童福祉法	子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能とする。	—	—	R3.4.1	—	不要	国、府に詳細確認しながら、実施について検討中。実施の場合、里親等の情報取得や里親等に対して受託意思の確認及び契約等を進めていく必要がある。	子育て総合支援センター
4	生活保護法	教育扶助(学校給食費等)について、学校の長等に加え、地方公共団体の長等に支払うことを可能とする。	—	—	R2.10.1	—	不要	学校給食費等については私会計で行っているため、改正による影響はないことから、現時点で対応の必要はない。	生活福祉総務課 保健給食課
5	生活保護法	みなし指定介護機関について、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力を停止する。	—	—	R2.10.1	—	不要		生活福祉総務課

No.	個別法令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例	備考(対応状況等)	所管部署
			改正前	改正後					
6	生活保護法	生活保護費返還金等に係る収納事務について、地方公共団体の判断で私人委託(コンビニ納付)を可能とする。	—	—	R2.10.1	—	不要	私人委託の導入について検討を行った結果、現時点においては導入しないこととした。 (理由)当該債権に係る収納については一般的な納付書による収納に加え、保護費との調整や口座振替も導入しており、債務者の納付に係る利便性は既に確保できていると考えられるため。また、債権の性質上、大幅な収納率向上は見込めないため	生活福祉総務課
7	森林法	市町村が実施する森林の土地の所有者等を把握するための調査により得られた情報を林地台帳へ反映するものとする。 ※地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、本改正を受けて、市町村内部での利用を可能とする。	—	—	R2.6.10	—	不要	総務省からの通知「総税固第39号」より固定資産税課税台帳の一定の情報を税務部局が林務部局に提供したとしても、地方税法第22条守秘義務に抵触しないと解されるため、令和2年度中には資産税課から農林緑政課に森林所有者等に関する情報を提供する予定である。	資産税課 農林緑政課

(2) 個別法令の改正等に係るもの

No.	個別法令	改正概要	権限		施行日	経過措置 期限	条例	備考(対応状況等)	所管部署
			改正前	改正後					
1	国土調査法	地方公共団体の事務負担の軽減のため、土地所有者等の筆界確認手法の多様化や、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められることとする。	—	—	R2.6.30	—	不要		管理課
2	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	指定居宅介護支援事業所における管理者を主任介護支援専門員とする人員配置要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するとともに、やむを得ない理由がある場合には、管理者を主任介護支援専門員としない取扱いを可能とする。	—	—	R3.4.1及び公布の日	—	要	高槻市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正により対応済。(令和2年12月議会において議決)	福祉指導課
3	クリーニング業法施行規則	クリーニング師試験の受験願書に添える写真について、一般に流通する大きさ(縦4.5cm×横3.5cm)に変更する。	—	—	R2.4.1	—	不要		保健衛生課
4	身体障害者福祉法施行規則	身体障害者手帳の再交付の申請において、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、申請書への個人番号の記載の省略を可能とする。	—	—	R2.4.1	—	不要	高槻市身体障害者福祉法施行規則の一部改正により対応済。	障がい福祉課
5	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	自立支援医療に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等について、性別の記載を削除する。	—	—	R2.7.1	—	不要	高槻市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に規定する申請書等の様式に関する要綱の一部改正により対応済。	障がい福祉課
6	老人福祉法施行規則	老人福祉法を根拠とする事業(施設)の開始(設置)及び変更の届出等に係る文書の提出を一部不要とする等の見直しを行う。	—	—	R2.7.1	—	不要	高槻市老人福祉法施行細則の一部改正により対応済。	福祉指導課

# 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第10次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和2年6月3日成立  
令和2年6月10日公布

## 第10次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

## 改正内容

【10法律を一括改正】

### A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲（1改正事項(1法律)）

- ・ 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲（軌道法）

### B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12改正事項(9法律)）

- ・ 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し（子ども・子育て支援法）
- ・ 地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者である」と見込まれること」を追加（公職選挙法）
- ・ 公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に（公害紛争処理法）
- ・ 試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に（地方独立行政法人法）
- ・ 地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に（地方独立行政法人法）
- ・ 子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に（児童福祉法）
- ・ 教育扶助(学校給食費等)を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に（生活保護法）
- ・ みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し（生活保護法）
- ・ 生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に（生活保護法）
- ・ 市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し（森林法）
- ・ 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止（都市計画法）
- ・ 不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）

## 施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

# 改正法律一覧（10法律）

## A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲（1法律）

### 〔軌道法〕

- ・ 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲

## B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（9法律）

### 〔子ども・子育て支援法〕

- ・ 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し

### 〔公職選挙法〕

- ・ 地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加

### 〔公害紛争処理法〕

- ・ 公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に

### 〔地方独立行政法人法〕

- ・ 試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に
- ・ 地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に

### 〔児童福祉法〕

- ・ 子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に

### 〔生活保護法〕

- ・ 教育扶助(学校給食費等)を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に
- ・ みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し
- ・ 生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に

### 〔森林法〕

- ・ 市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し

### 〔都市計画法〕

- ・ 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止

### 〔不動産の鑑定評価に関する法律〕

- ・ 不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止

## 施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

## A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

### ① 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲(軌道法)

- ・ 軌道(路面電車、都市モノレールなど)に関して都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限のうち、一の指定都市内で完結する路線に関するものについて、指定都市へ移譲する。
- ・ これにより、指定都市において道路の管理と一体的に事務を行うことが可能になり、事務の効率化に資するとともに、認可までの時間が短縮されること等により事業者の利便性の向上に資する。

権限	都道府県	指定都市
指定都市内の道路の管理 (国が管理する直轄国道を除く)		○
指定都市内の軌道の認可等	○ →	

(施行日: R4.4.1)

## B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

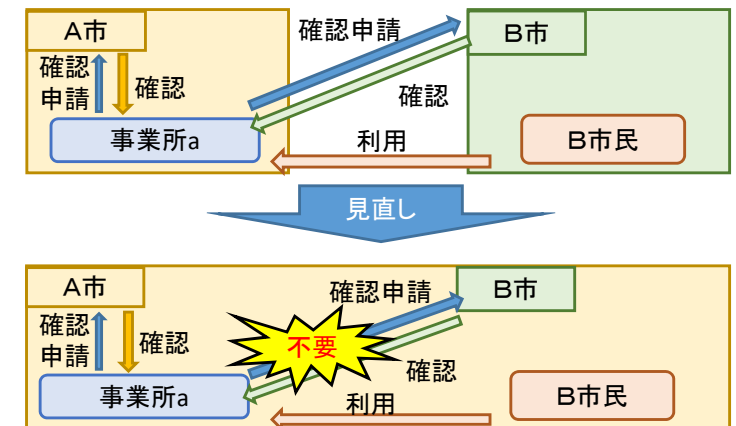
### ① 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し(子ども・子育て支援法)

- ・ 定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業を広域利用する場合の事業所所在市町村以外の市町村(B市)の長による「確認」※を不要とする。

※ 地域型保育給付費等の支給に当たっては、市町村の長が給付の支給に係る事業を行う者を事業所ごとに「確認」することとされている。

- ・ これにより、事業者にとっては事業所所在市町村(A市)の長からのみ「確認」を受けることで足りることとなり、事務負担の軽減に資する。

(施行日: 公布の日から3月を経過した日)





## ②地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加（公職選挙法）

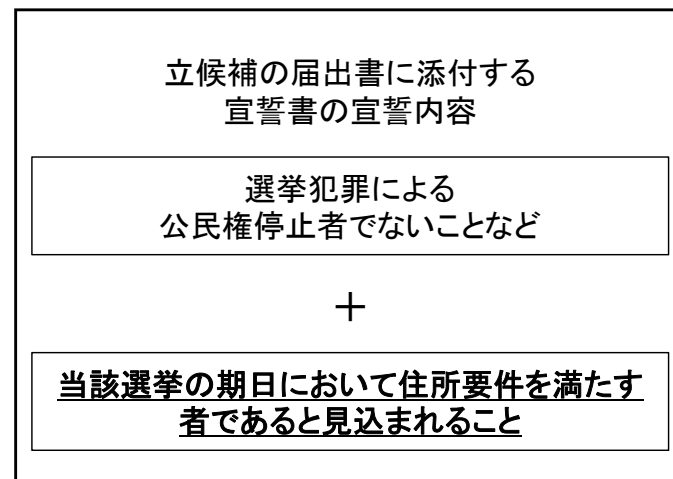
- 地方議会議員選挙において、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補する事案があったことを踏まえ、立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に、「当該選挙の期日において住所要件※<sup>1</sup>を満たす者であると見込まれること」を追加※<sup>2</sup>する。

※<sup>1</sup> 引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者であることなど（公職選挙法第9条第2項又は第3項）

※<sup>2</sup> 上記宣誓内容に虚偽があった場合、虚偽宣誓罪（30万円以下の罰金）が適用され（公職選挙法第238条の2第1項）、原則5年間、公民権（選挙権及び被選挙権）が停止される（公職選挙法第252条第1項）。

- これにより、住所要件を満たさない者の立候補が抑止され、選挙事務の適正化や選挙人の混乱の回避に資する。

（施行日：公布の日から3月を経過した日）



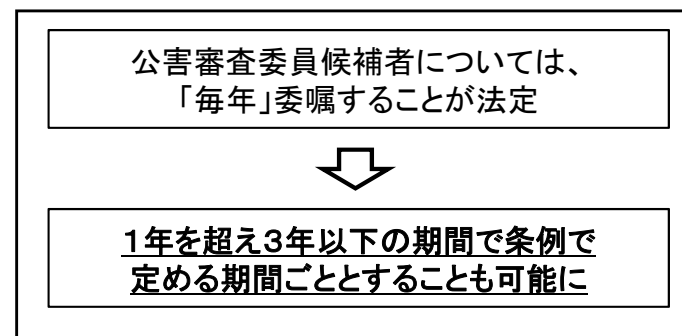
## ③公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に（公害紛争処理法）

- 公害審査委員候補者※については、「毎年」委嘱することが法定されているところ、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定める期間ごとに委嘱することも可能とする。

※ 公害審査会（常設の機関）を置かない都道府県は、公害審査委員候補者を委嘱することとされている。なお、公害審査会の委員の任期は3年とされている。

- これにより、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となり、委嘱手続の事務負担の軽減に資する。

（施行日：公布の日）



#### ④試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に(地方独立行政法人法)

- 試験研究を行う地方独立行政法人が、設立団体の長の認可を受けて成果活用事業者等※への出資を行うこと並びに成果活用事業者への支援に伴う株式等の取得及び保有を行うことを可能とする。

※ 成果活用事業者（法人発ベンチャー）、成果活用促進事業者（ベンチャーキャピタル等、成果活用等支援法人（技術移転、共同研究の企画・あっせん等を行う法人））

- これにより、産学官連携が促進され、地域における研究成果の社会実装及びイノベーションの創出の活性化に資する。

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

成果活用事業者等への出資等		
	現行	改正後
試験研究を行う地方独立行政法人	×	→ ○

#### ⑤地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に(地方独立行政法人法)

- 地方独立行政法人が所有する土地等について、当面使用予定がない場合に、本来業務等に支障のない範囲で、設立団体の長の認可を受けて、第三者への貸付けを行うことを可能とする。

- これにより、地方独立行政法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となり、各法人の強みや特色を活かした法人経営に資する。

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の第三者への貸付け		
	現行	改正後
地方独立行政法人※	×	→ ○

※公立大学法人は措置済み

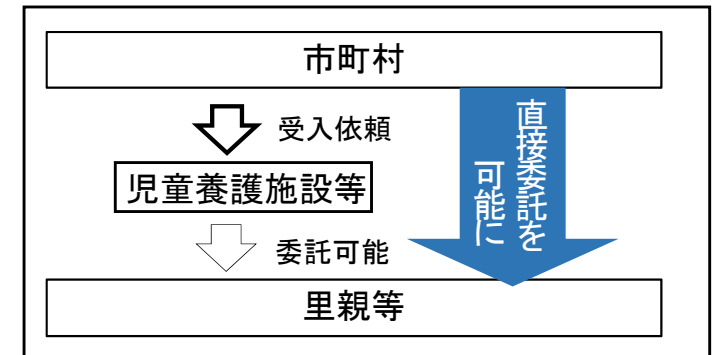
#### ⑥子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に(児童福祉法)

- 子育て短期支援事業※において、市町村が児童養護施設等を介さずに児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようにする。

※ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

- これにより、近隣に児童養護施設等が存在しない場合においても、地域の実情に応じた子育て短期支援事業の安定的な実施が可能となる。

（施行日：R3.4.1）



## ⑦教育扶助(学校給食費等)を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に(生活保護法)

- 教育扶助(学校給食費等)について、学校の長等に加え、地方公共団体の長等に支払うことを可能とする。

※ 学校の長・親権者等以外にも支払うことができるよう法律で措置し、具体的な支払い先として地方公共団体の長等を政令で規定する予定。

- これにより、教職員の事務負担の軽減を図るための学校給食費等の公会計化に対応し、地方公共団体等における事務の円滑な実施に資する。

(施行日:R2.10.1)

教育扶助(学校給食費等)の支払い先		
	現行	改正後
地方公共団体の長等	×	○

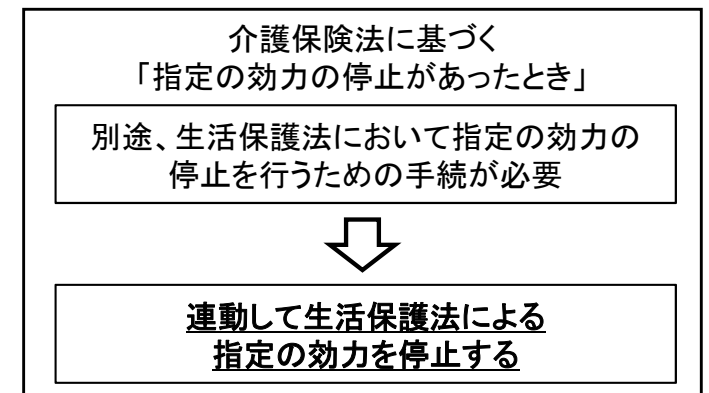
## ⑧みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し(生活保護法)

- みなし指定介護機関※について、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力を停止する。

※ 介護保険法に基づく指定等を受けることで、生活保護法による指定も受けたものとみなされる介護機関

- これにより、介護機関に対する処分の手続の効率化や利用者の保護に資する。

(施行日:R2.10.1)

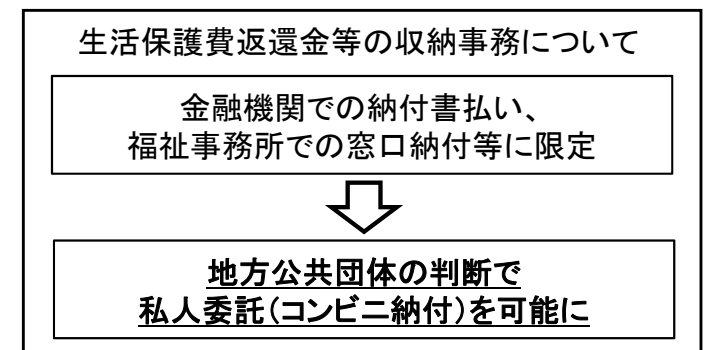


## ⑨生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に(生活保護法)

- 生活保護費返還金等に係る収納事務について、地方公共団体の判断で、私人委託(コンビニ納付)を可能とする。

- これにより、債務者の利便性の向上や債権のより効率的・効果的な収納に資する。

(施行日:R2.10.1)



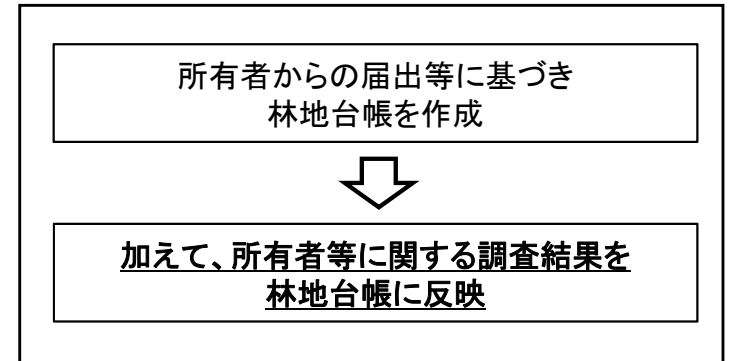
## ⑩市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し(森林法)

- 市町村が実施する森林の土地の所有者等を把握するための調査により得られた情報を林地台帳へ反映するものとする。

※ 地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、本改正を受けて、市町村内部での利用を可能とする。

- これにより、森林の土地の所有者の正確な情報の把握が可能となり、市町村における森林法及び森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施に資する。

(施行日:公布の日)

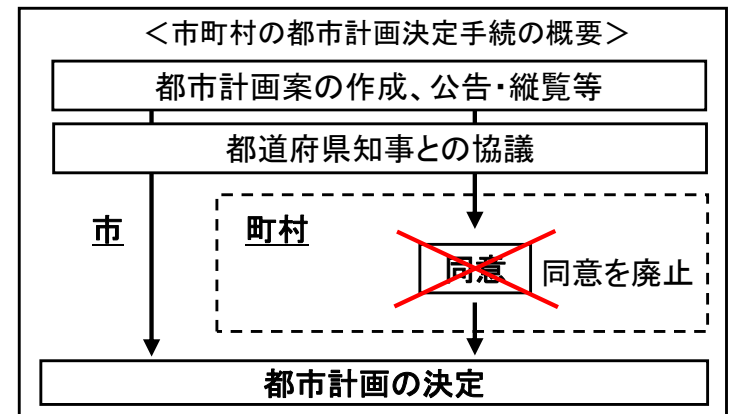


## ⑪町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止(都市計画法)

- 町村の都市計画の決定又は変更の際に行う都道府県知事の同意を要する協議については同意を廃止し、同意を要さない協議とする。

- これにより、協議手続の円滑化に資するとともに、地域の特性等を活かしたより主体的なまちづくりの推進に資する。

(施行日:公布の日)



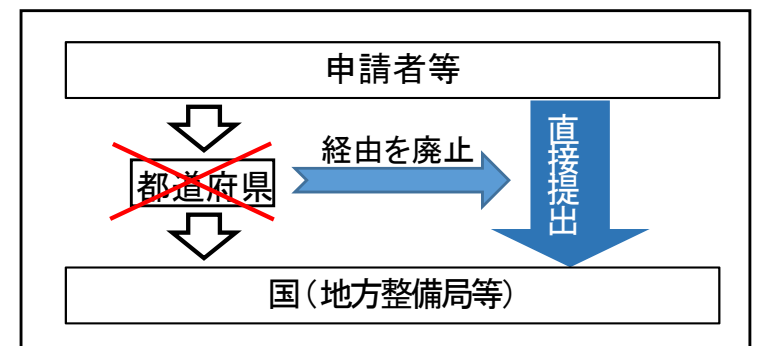
## ⑫不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止(不動産の鑑定評価に関する法律)

- 不動産鑑定士の国(地方整備局等)に対する登録申請等※について、都道府県経由事務を廃止する。

※ 新規登録、登録の変更、死亡等の届出、登録の消除の申請

- これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。

(施行日:公布の日から3月を経過した日)



## (参考)

- ・第1次地方分権一括法(H23. 4成立。42法律を改正)
- ・第2次地方分権一括法(H23. 8成立。188法律を改正)
- ・第3次地方分権一括法(H25. 6成立。74法律を改正)
- ・第4次地方分権一括法(H26. 5成立。63法律を改正)
- ・第5次地方分権一括法(H27. 6成立。19法律を改正)
- ・第6次地方分権一括法(H28. 5成立。15法律を改正)
- ・第7次地方分権一括法(H29. 4成立。10法律を改正)
- ・第8次地方分権一括法(H30. 6成立。15法律を改正)
- ・第9次地方分権一括法(R元. 5成立。13法律を改正)